

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和7年度第3回会議
開催日時	令和7年10月31日(金)午後2時から午後4時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>(審議会委員) 米田会長、山田委員※、市川委員、玉記委員、吉田委員※</p> <p>(事務局) 柴原企画部長、門倉企画政策課長、利根川企画政策課経営改革係長、菊地企画政策課経営改革係主査、五十嵐企画政策課経営改革係主任、白石企画政策課経営改革係主事 西川資源循環推進課長、船場資源循環推進課資源循環推進係長、 山岡資源循環推進課資源循環推進係主査</p> <p style="text-align: right;">※リモートでの参加</p>
議題	1 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)について(諮問) 2 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)について(審議) 3 一般廃棄物処理手数料(し尿)について(審議) 4 その他
会議資料の名称	資料1-1 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)の適正化について 資料1-2 原価計算書(一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)) 資料1-3 近隣自治体との比較 参考資料 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同条例施行規則(抄) 資料2-1 一般廃棄物処理手数料(し尿)の適正化について 資料2-2 原価計算書(し尿処理手数料(事業系)) 資料2-3 原価計算書(し尿処理手数料(家庭系)) 資料2-4 近隣自治体との比較
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<u>開会</u> 会長より開会の挨拶	
<u>○事務局 :</u> 会議の進行の説明	
<u>○会長 :</u> 傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。	
<u>議題1 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)について(諮問)</u> 市長から米田会長へ諮問	
<u>議題2 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ)について(審議)</u>	

○委員：

2年半前と同じ「据え置き・検討」という結論は、問題の先送りに繋がりかねない。適切な時期に再諮問とのことだが、具体的にはいつ頃を想定しているか。

○事務局：

規則の見直しやリユース促進等の資源循環推進の取組を進めた上で、令和9年度の可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装類の処理手数料の再諮問のタイミングに合わせて、粗大ごみ処理手数料の再諮問を考えている。

○委員：

合併時から経過措置の附則は存在しているのか。

○事務局：

御認識のとおりである。

○委員：

経過措置は、本来の姿にすることを前提に一時的に設けるものである。令和5年はコロナ禍の影響を鑑みて経過措置の撤廃を見送ったものと思われるが、コロナが沈静化したため、経過措置の理由は解消されたと考える。一方、市として家庭負担軽減のために支援する領域であると明確に位置付ける選択肢もあり、物価が上昇している現在のタイミングは、受益者負担を含めた新たなルール作成の好機であると考える。いずれにせよ、経過措置を撤廃する上で将来的に市民負担が発生するのであれば、理解を得るためにも、早期にスケジュールを市民に示す必要がある。

○委員：

乖離が大きいにもかかわらず料金改定を先送りすることは疑問に感じる。原価計算結果が上がった要因は何か。

○事務局：

主に人件費等の高騰による、委託料の上昇が要因である。

○委員：

物価高騰が今後も進んでいくにもかかわらず、据え置きにするのは疑問である。今後ますます乖離が進むと懸念される。

○委員：

可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装類の処理手数料の再諮問のタイミングに合わせて再諮問のことだが、可燃ごみ等と粗大ごみはどのような点で関連しているのか。

○事務局：

市民負担を強いる点では共通している。別の収集品目であっても値上げが続いた場合、市民理解が得られない可能性がある。

○委員：

両方同時に値上げする場合も別のデメリットがあると思われる。値上げをしないと今後も乖離が広がってしまうため、粗大ごみの手数料は早めに値上げしてもよいのではないかと思う。

○事務局：

実際の手数料は規則で品目別に設定している。合併当時の33円/kgという単価と、当時の平均的な重量を基準に設定しているが、時代の流れとともに重量が変化している品目もある。他自治体の中にはサイズを細分化することで市民負担を段階的にできるように設定しているところもあるため、品目の細分化を含め調査研究の上、再諮問したい。

○会長：

品目数が他市より少ないが、品目に無いものはどのように対応しているのか。

○事務局：

規則の品目に無いものは、その重量等を勘案し、規則の品目別単価に準じて別に設定している。

○会長：

他市の状況を参考に、まずは品目数を見直し、その後単価を考慮されるのがよいと思う。今後どのような市民周知を行う予定か。

○事務局：

品目別手数料の見直しだけでなく、リユースの周知にも取り組んでいく予定である。粗大ごみの処分方法について、市民の選択肢の幅を広げるためにも、周知には一定期間必要と考えている。

○会長：

具体的なリユースの取組にはどのような例があるか。

○事務局：

例えば、リユース事業者と協定を締結し、市ホームページに事業者サイトのリンクを掲載する事例がある。

○会長：

ぜひとも取組を進めていただきたい。一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）については、料金改定の必要性が認められるものの、可・不燃ごみ及びプラスチック容器包装類の処理手数料の適正化や、資源循環の促進に向けた取組の推進と一体的な検討が必要であることから、適切な時期に再度諮問いただくこととし、具体的な時期については、早期に審議会へ報告することとしたいがいかがか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようあるため、審議会での審議を終結する。答申については、案文を作成し、委員の皆様に御確認いただいた上で確定するということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題3 一般廃棄物処理手数料（し尿）について（審議）

事務局より資料2-1～資料2-2について説明

○会長：

事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

○委員：

結論について異議はない。据え置きの理由として経済的理由をあげているが、経済的理由があるのは下水道を使用する家庭も同様であるため、過度に強調すべきではない。「し尿処理手数料を値上げすることで下水道使用料との乖離が広がってしまうため」という説明のみでよいと思う。

○委員：

原価計算結果と現行料金の乖離はどの程度なのか。

○事務局：

現行料金が1便槽当たり2,000円であるのに対し、原価計算結果に基づいた場合は1便槽当たり45,792円であり、大きな乖離がある。

○委員：

現行料金は他自治体との乖離も少ないため、下水道料金との乖離を理由に据え置きでよいと思う。

○委員：

合理的な説明であり、異存はない。

○委員：

し尿処理は日常生活を営む上で不可避的に発生するとの説明だったが、下水道への切替という選択肢もあり、必ずしも不可避ではない。また、可燃ごみの処理手数料については、同じく不可避的に発生するという理由から例外的に受益者負担割合を30%にしているため、受益者負担割合を30%にするという考え方もあると思う。今後の検討課題にしていただきたい。

○会長：

一般廃棄物処理手数料（し尿）については、一般家庭から排出されるもの、事業者から排出されるもの、ともに現行の事務手数料を据え置くことが妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようであるため、審議会での審議を終結する。答申については、案文を作成し、委員の皆様に御確認いただいた上で確定するということでよろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題4 その他

○会長：

他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、令和8年1月頃を予定している。委員の任期が令和8年1月27日までであるが、任期内での開催を予定している。

○会長：

了解した。ほかになれば、これで令和7年度第3回審議会を終了する。

(以上)